

①国名	New Zealand (NZ) (ニュージーランド)				
②名称	Ministry of Business, Innovation and Employment Intellectual Property Office of New Zealand (IPONZ)				
③所在地	15 Stout Street, Wellington 6011, New Zealand				
④連絡先	(電話) (64 3) 962 2607		(FAX)	(64 4) 978 3691	
	(E-mail) info@iponz.govt.nz		(internet)	http://www.iponz.govt.nz	
⑤組織の長	Commissioner of Patents, Trade Marks & Designs Mr. Ross van der Schyff				
⑥沿革	(1) 1953年特許法は、1949年連合王国特許法を基本としている。その後、1996年、2002年に改正され、施行されている。最近になって特許法案が発表され、今後、2～3年以内に新特許法が成立する予定である。				
	(2) 1953年意匠法は、1999年に改正され、施行されている。				
	(3) 1955年商標法は、1938年連合王国法を基本としている。その後、1994年、1999年及び2002年に改正され、施行されている。この2002年法は、その大半が1994年TRIPS協定にマッチするように改正されている。また、2002年法は、1998年シンガポール商標法、及びいくつかの地域的展開が取り入れられている。				
⑦所管	特許、意匠、商標、植物新品種、地理的表示、集積回路の回路配置				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1984/6/20	1928/4/24			1931/7/29
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1931/7/29		1976/8/13	
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
				2019/3/17	2019/3/17
		ヘーグ			
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	2019/3/17				
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	2012/12/10	1992/12/1		2013/10/16	
ストラスブール	ウィーン	WTO			
		1995/1/1			

①国名	New Zealand (NZ) (ニュージーランド)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	6,160	6,238	6,014	5,765
		(内 外国出願)	5,146	5,221	5,690	5,417
		(内 日本から)	222	253	257	247
		(内 PCTルート)	4,106	4,084	4,414	4,385
	意匠	全数	1,291	1,581	1,281	1,367
		(内 外国出願)	948	1,118	960	1,015
		(内 日本から)	34	74	42	71
	商標	全数	23,345	24,484	24,465	26,693
		(内 外国出願)	14,025	14,818	15,012	15,286
		(内 日本から)	388	527	459	517
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	2,430	2,039	1,642	1,841
		(内 外国出願)	2,253	1,957	1,548	1,770
		(内 日本から)	89	79	105	100
		(内 PCTルート)	1,571	1,267	1,152	1,260
	意匠	全数	1,267	1,326	1,332	1,353
		(内 外国出願)	968	1,015	991	1,076
		(内 日本から)	42	46	56	70
	商標	全数	21,900	23,195	23,481	23,666
		(内 外国出願)	14,582	15,231	15,722	15,407
(内 日本から)		457	556	580	518	
(出典): WIPO IP Statistics						

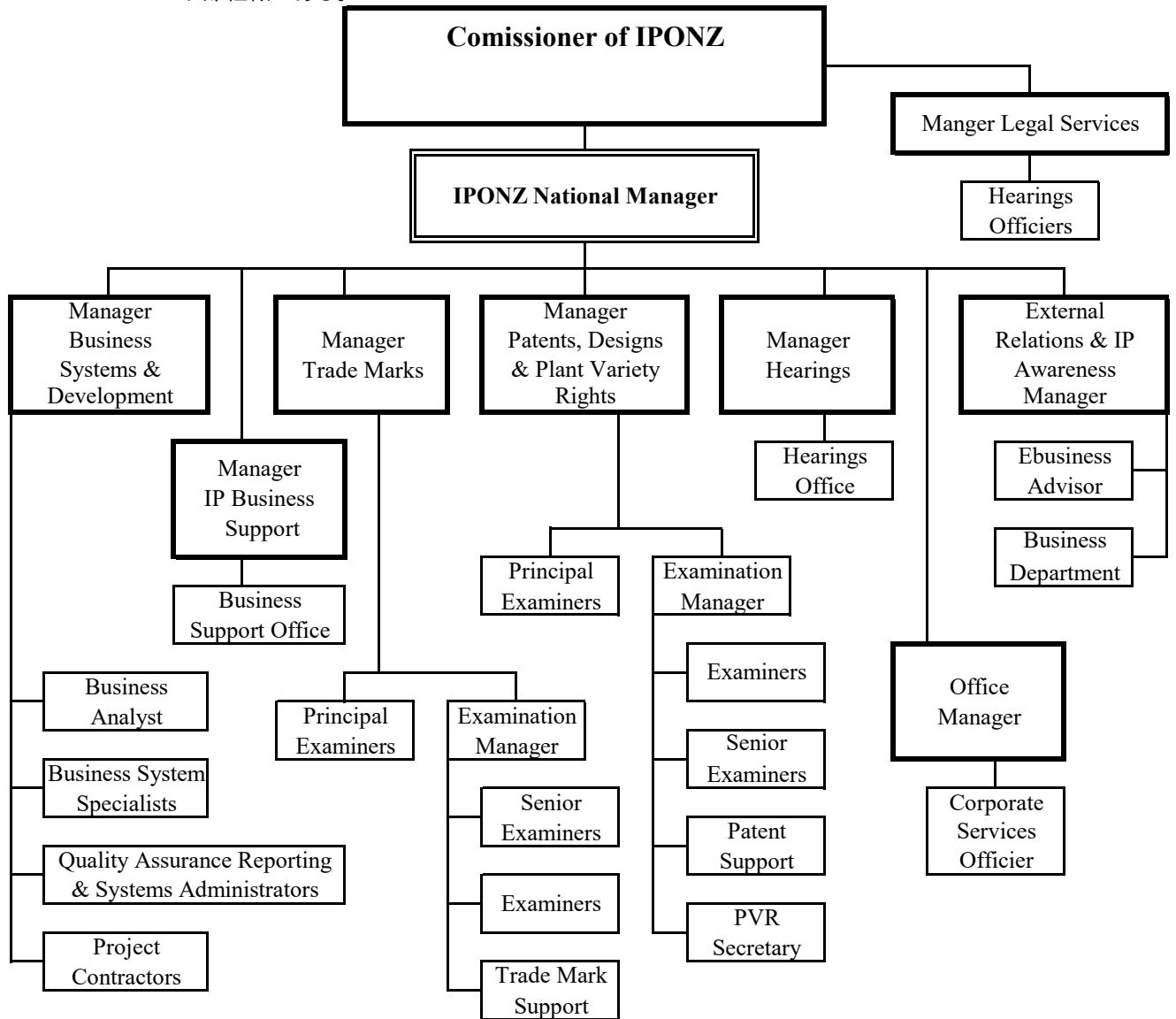
①国名

New Zealand (NZ)
(ニュージーランド)

⑫ 組 織

<組織図>

ニュージーランド特許庁(IPONZ)は、Ministry of Economic Development(経済発展省)の下部組織である。



(出典): ニュージーランド特許庁(IPONZ)のHP

URL: www.iponz.govt.nz/cms/image-library/image-about-iponz-chart-large/image_view_fullscreen

①国名	New Zealand (NZ) (ニュージーランド)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2018年12月30日改正
	③地理的効力の範囲	ニュージーランド及びニュージーランドの領海(1977年領海、接続水域及び排他的経済水域法第3条により定義されるもの)の外側限界内のすべての水域並びにニュージーランド及び前記の水域の上方の空域(特許法第5条)
	④他国制度との関係	無
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第22条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は、ニュージーランド国内における送達宛先を指定することを要し、したがってニュージーランド国内における代理人を選任しなければならない。 (特許法規則18)
	⑦出願言語	英語。 (特許法規則10)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許付与の日となる完全明細書の提出日から20年。 (特許法第20条)
	⑨新規性の判断基準	国内公知、国内刊行物。ニュージーランドは、地域的新規性の基準を採用している。地域的新規性は、ある地域内において共通の知識/使用を含むものとして広範に適用されており、同国において一般に利用可能な物質が含まれる。 (特許法第59条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (1) 公に認められた国際博覧会又は展示会における展示、又は学術団体での公表の場合は、展示日又は公表日から6月。 (2) 研究が妥当な試用の目的を達成する場合に、発明の公的研究に対する試用日から1年。 (特許法第60条)
	⑪非特許対象	(1) 公序良俗に反する発明 (2) 人間及びその発生のための生物学的方法 (3) 外科又は治療による人間の手当ての方法の発明 (4) 人間に施される診断方法の発明 (5) 植物の品種は、特許性を有する発明 (特許法第15、16条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。審査は、出願時に自動的に行われ、通常は3月以内に行われる。ただし、PCT出願に由来する出願の審査は、IPER(国際予備審査報告)又はIPRP(特許性に関する国際予備報告)が発表されるまで延長される。また、IPONZは対応外国特許出願等に関する情報を出願に要求することができ(特許法15条)、IPONZでは出願人から提供された情報をもとにさらに審査が行われる。 (特許法第15条)
	⑬審査請求制度の有無	有 (特許法第64条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。ニュージーランドには早期審査の要請についての規定がある。しかしながら、ニュージーランドで申請される特許出願の多くは、出願日から3月以内に審査されるため、多くの場合、早期審査を要請する必要はない。 (特許法規則38)
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後の自動的な出願公開は行われない。出願公開は、出願が認められてから間もなく行われる(審査後に行われる)。出願公開は、完全明細書について行われ、基本的事項については一般に提供される(オンラインを含む)。特許庁の公報にも公示される。公報への公示は、ニュージーランドに提出された完全明細書の抜粋及び出願の基本的事項を特色としている。 (特許法第76条)
	⑯異議申立制度の有無	有。利害関係人は、完全明細書の公告日から3月以内に異議申立を行なうことができる。 (特許法第90条)
	⑰無効審判制度の有無	付与後異議申立制度: 有。特許付与後12月以内(特許付与に対する異議を申立てなかった利害関係人のみ異議申立が行える)。(特許法第92条) 無効審判制度は無。無効審判制度はないが、無効の手続きは、裁判所への申立により行なうことができる。 (特許法第147条)

①国名	New Zealand (NZ) (ニュージーランド)																			
	⑱実施義務	有。特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方までに発明を実施していないときは、強制実施権付与設定の対象となる。 (特許法第46条)																		
	⑲費用 単位 NZ\$ (ニュージーランド・ドル)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="547 344 1535 383"> <tr> <td>出願料</td> <td>50 NZ\$(仮明細書)</td> <td>250 NZ\$(完全明細書)</td> </tr> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="547 546 1535 707"> <tr> <td>年金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4年次年金</td> <td>170 NZ\$(毎年)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7年次年金</td> <td>340 NZ\$(毎年)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10年次年金</td> <td>540 NZ\$(毎年)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13年次年金</td> <td>1,000 NZ\$(毎年)</td> <td></td> </tr> </table>	出願料	50 NZ\$(仮明細書)	250 NZ\$(完全明細書)	年金			4年次年金	170 NZ\$(毎年)		7年次年金	340 NZ\$(毎年)		10年次年金	540 NZ\$(毎年)		13年次年金	1,000 NZ\$(毎年)	
出願料	50 NZ\$(仮明細書)	250 NZ\$(完全明細書)																		
年金																				
4年次年金	170 NZ\$(毎年)																			
7年次年金	340 NZ\$(毎年)																			
10年次年金	540 NZ\$(毎年)																			
13年次年金	1,000 NZ\$(毎年)																			
	⑳料金減免措置の有無	無																		
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無																		
	(備考)	仮明細書/完全明細書 出願時に仮明細書を添付したときは、出願日から12月以内に完全明細書を提出しなければならない。																		

①国名	New Zealand (NZ) (ニュージーランド)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2011年 4月 19日施行 (2010年法律第15号により改正された1953年法律No.65)
	③地理的効力の範囲	ニュージーランド及びトケラウ諸島、クック島、ニウエ島 (意匠法第11条、第50条)
	④他国制度との関係	無
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (意匠法第6条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は、ニュージーランド国内における送達宛先を指定することを要し、したがってニュージーランド国内における代理人を選任しなければならない。 (意匠法規則18)
	⑦出願言語	英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録日から5年。5年ずつ2回更新できる。(最長15年) (意匠法第12条)
	⑨新規性の判断基準	国内公知、国内刊行物。ニュージーランドでは地域新規性の基準を採用している。 (意匠法第5条(2))
	⑩「レスピリト」	有。次のケースが規定されている。 (1) 意匠を使用し又は公表することが信義に反する立場にある者に対する当該意匠の所有者による開示(期間の制限なし) (2) 意匠の所有者以外の者による信義に反する当該意匠の開示(期間の制限なし) (3) 登録を意図する新規又は独創的な繊維意匠の場合において、この意匠を含む物品の最初でかつ内密な発注時の開示(期間の制限なし) (4) 意匠の表示又は意匠が用いられた物品が、意匠の所有者の同意を得て、公示により公告された国際博覧会又は産業博覧会において展示されたことによる開示の場合、博覧会の開始日から6ヶ月 (5) 前(4)項の展示の後、及び当該博覧会の期間中に意匠の表示又は物品が所有者の同意を得ずに何人かによって展示されたことによる開示の場合、博覧会の開始日から6ヶ月 (6) 前(4)項の展示の結果として、意匠の表示が公表されたことによる開示。又は当該意匠を使用した物品の展示による開示日から6ヶ月 (7) 政府機関への、又は政府機関により意匠の価値を検討する権限を与えられた者への意匠の伝達、又は当該伝達の結果による意匠の開示(期間の制限なし) (意匠法第10条)
	⑪不登録対象	(1) 鋳造物又は模型以外の彫刻作品 (2) 壁飾り及びメダル (3) 主として文学的又は芸術的性質の印刷物(本のカバー、カレンダー、グリーティングカード等) (4) 王室の肖像、又は地方、教会、機関もしくは個人の紋章、装飾、勲章又は旗章の複製 (5) 生存中若しくは逝去した個人の肖像を含む、特別の同意を得ていない意匠 (意匠法第5条(2)、意匠法規則33)
	⑫実体審査の有無	有。出願の意匠については、当該意匠が新規又は独創的であるか否かに関する調査が行われる。 (意匠法第7条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (意匠法第7条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。 (注) 出願は、殆どが申請から1~2月以内に審査されているため、多くの場合、早期審査を求める必要がない。
	⑮部分意匠制度の有無	無
	⑯関連意匠制度の有無	有。 (意匠法第8条)

①国名	New Zealand (NZ) (ニュージーランド)		
⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (意匠法第5条(1))		
⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)		
⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、意匠出願が登録された後は、登録された意匠の表示又は見本は、原則として、登録証交付の日以降、特許庁において公衆の閲覧(公開)に供される。 (意匠法第30条(1))		
⑳秘密意匠制度の有無	有。繊維品は登録日から3年、また壁紙及びレースは登録日から2年。 (意匠法第30条(2)、意匠法規則60(2))		
㉑異議申立制度の有無	無。 (意匠法第7条、第30条、第15条)		
㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人は、登録後いつでも意匠権の無効を特許庁に請求することができる。 (意匠法第15条)		
㉓登録表示義務	無		
㉔費用 単位 NZ\$ (ニュージーランド・ドル)	[出願から登録までの費用]		
	出願料	100 NZ\$(1商品、1意匠)	100 NZ\$(1組物、1意匠)
	[意匠権維持に掛かる費用]		
	存続期間更新料	100 NZ\$(2回目の5年)	250 NZ\$(3回目の5年)
㉕料金減免措置の有無	無		

①国名	New Zealand (NZ) (ニュージーランド)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2020年1月13日版
	③地理的効力の範囲	ニュージーランド及びトケラウ諸島、クック島、ニウエ島 (商標法第3条)
	④他国制度との関係	無
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標 (商標法第13条、第14条、第15条)
	⑥商標の種類	ブランド、色彩、図形、見出し、ラベル、文字、名称、数字、形状、署名、におい、音響、味、札又は語、及びそれらの組み合わせ (商標法第5条)
	⑦出願人資格	標章の所有者であることを主張する者及び登録が求められている商品又はサービスについて標章を使用し又は使用しようとする者及び承継人。(商標法第5条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第34条(1))
	⑨本国登録要件	無
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は、ニュージーランド国内における送達宛先を指定する必要がある、このため、ニュージーランド国内における代理人を選任しなければならない。 (商標法第197条)
	⑪出願言語	英語、マオリ語(マオリ語の出願については、英語への翻訳が要請される。) (商標施行規則4)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	みなし登録日から10年。10年毎に更新できる。 第5条に基づいて、見なし登録日とは出願日をいう (商標法第5条、第57条、第58条)
	⑬「グレースピリオド」	有。 条約国において商標の登録出願をした者若しくはその法定代理人又はその譲受人は、出願日から6月以内に行われた場合は、他の出願人に優先してその商標の登録を受ける権原を有し、その登録は条約国における出願日と同一日付を有する。 (商標法第36条)
	⑭不登録対象	(1) その標章の使用によって欺瞞又は混同を生じる可能性が高い標章 (2) その標章の使用がニュージーランドの法律に反する標章又はそれ以外に裁判所において保護の権利を剥奪される標章 (3) その標章の使用又は登録がマオリ族を含む地域社会のかなりの部分を不快にする可能性があるとして判断する標章 (4) その標章の登録出願が信義誠実に反して行われている場合 (5) その標章の使用が1990年喫煙対策環境法に基づいて制限又は禁止されている標章 (6) 商標でない標識 (7) 識別性を有しない標章 (8) 商標であって、商品又はサービスの種類、品質、用途、価格、原産地、商品生産若しくはサービス提供の時期、又はその他の特徴を指定するために業として用いられる標識又は表示のみによって構成されているもの (9) 商標であって、現行の言語において又は善意の確立した商慣行において、習慣的になっている標識又は表示のみによって構成されているもの (商標法第17条、第18条)
	⑮防護標章制度の有無	無
	⑯周知商標制度の有無	有。ニュージーランドの商標法には周知商標についての規定はないが、標章が広告その他の方法により、ニュージーランドにおいて広く認識されているときには、当該標章は特別に保護される。 (商標法第25条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第39条、第40条、第46条)
	⑲審査請求制度の有無	無。 (商標法第39条、第40条、第46条)
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無

①国名	New Zealand (NZ) (ニュージーランド)							
⑳出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、受理された商標出願は、IPONZの公報ジャーナルにより公告(公開)される。 (商標法第46条)							
㉑異議申立制度の有無	有。商標の受理の最初の公告の日から3月以内に異議申立を行なうことができる。 (商標法第47条、商標規則75)							
㉒無効審判制度の有無	有。特許の無効は、特許庁又は裁判所に請求することができる。 (商標法第65条)							
㉓不使用取消制度の有無	有。期間は連続して3年。継続して3年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第66条)							
㉔商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定の加盟国)							
㉕図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)							
㉖譲渡要件	無。登録商標は、営業権とは無関係に譲渡、移転することができる。 (商標法第82条)							
㉗費用 単位 NZ\$ (ニュージーランド・ドル)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="539 707 1522 741"> <tr> <td>出願料</td> <td>150 NZ\$(1分類)</td> <td>150 NZ\$(1超の各分類)</td> </tr> </table> <p>[商標権維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="539 804 1522 837"> <tr> <td>存続期間更新料</td> <td colspan="2">350 NZ\$(各分類につき)</td> </tr> </table>		出願料	150 NZ\$(1分類)	150 NZ\$(1超の各分類)	存続期間更新料	350 NZ\$(各分類につき)	
出願料	150 NZ\$(1分類)	150 NZ\$(1超の各分類)						
存続期間更新料	350 NZ\$(各分類につき)							
㉘料金減免措置の有無	無							